

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年 7 月 20 日)

○ 杉浦 貴委員長

時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開かせていただきたいと思います。

前回から大分時間がたちましたですけど、きょうはお手元の事項書に従って進めたいと思います。

お一人傍聴の方お見えになっておりますので、よろしくお願いします。

それから、市民文化部長、ご挨拶をお願いします。

○ 佐野市民文化部長

お世話になります。よろしくお願いいたします。

ちょっと全然関係ない話をさせていただいて恐縮なんですけれども、皆さん興味を持ってみえると思いますので。

第1回全国ファミリー音楽コンクール。きょうが応募の締め切り日でございます、きょうの消印有効ですので、まだ若干出てくるかなというふうには思っておりますが、きょうの午前中の段階で67組の応募がございました。四日市市内で17組、三重県内で23組、県外27組ということで、北は北海道から南は沖縄と言いたいですけど、九州、鹿児島、徳之島まで、それなりにばらばらばらっとばらけた格好での応募が現在出てきておりますので、ご報告申し上げます。

えらいほかごとを言いまして申しわけございませんでした。きょうはよろしくお願いいたします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。全く関係ない。

それでは、きょうは条例の抜粋ということで、お手元にちょっとお配りさせていただいております。これは前回、市民協働条例の骨格という話で、骨格の中の幾つかあるわけなんですけれども、後半の市民活動団体の登録制度、それから活動拠点、財政的支援、基金ですね、それから、委員会の分。この四つを除いた目的あたりから参入機会の機会提供という、ここらあたりまでの分をペーパーにして、一度ごらんいただいて、ご検討いただけ

ないかということで出したものでございます。第何条というのはちょっと抜いてありますけれども、昨年つくらせていただいたというか、検討していただきましたその条例をもとにした各条例の部分でございますので、見ていただいて、例えば、定義なら定義のところ、あるいは言葉の使い方、あるいは、項目として抜けているんじゃないかとか、あと、基本的な考え方であるとか、その辺も含めながら見ていただけたらと思います。

それで、この条例の前半部分以外の先ほど言いました四つの登録制度やら拠点やら支援やら委員会という、そのあたりのご意見でも結構でございますので、見ていただいて、あるいは、感じておられるところをご議論いただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

いかがでしょうか。

この抜粋、今、お手元に3ページにわたって、目的から始まって、定義、基本理念、市民の役割、市民活動団体の役割、議会の役割、事業者の役割、市の役割というあたり、市の施策、そして、参入参加の機会提供という、ここまでのところ、前提になるところでありますし、その面から言うと非常に重要なところでもあるわけですがけれども、基本的には昨年度、条文ごと一つずつたたいていったという実績もありますので記憶に残られている方もみえるかと思いますが、改めて見ていただいて、ここはどうなっておるんだとかここはこうしたらどうだとか、そういうところをご意見いただくと非常にありがたいんですが、よろしくお願ひします。

## ○ 芳野正英委員

意見はあれなので、気づいたところからちょっと指摘をさせていただければと思います。

方向性としては、前からいただいていた前回の議政研での案などを取り入れながらの形で、おおむねここから少しいじりながらの整理になるのかなと思います。

私もその方向でいいかなと思っていますけれども、一つ定義というか、市民の役割から以下の各役割のところ、議会の役割の中に、議会は、この市民基本条例に基づいて議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよと書いてあるんですけど、「市民参加」とここだけ出ていて、ほかは「市民活動」になっているんですね。それで、できれば、いろんな言葉を使ってしまうと拡散するので、ここも市民活動に係る制度がいいのかどうかあれですけど、ちょっとその辺を、言葉はなるべく同じような言葉を使っていけばいいのかなというのと、あと、流れでいうと、市民、それから市民活動団体、事業者と、

こっちがメインになって、議会としての立場というのは難しいんですけど、どっちかというと、行政により近いという部分でいうと、事業者の役割と議会の役割の順番を変えていくといいのかなというのがまず思いついた点です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

これはいわゆるご提案いただいたというか、ご注意いただいたということで、また最終的に決める時点でその点をさせていただくということで、よろしくお願いします。

なかなかすぐにご意見もあれかわかりませんので、見ていただいて、気づいた点がありましたらその都度言っていただくような形で、先ほど言いました四つの登録制度の問題とか活動拠点、あるいは財政的支援、委員会という、ここらあたりのほうのご意見をいただくみたいな形をしながら、今の部分がもし何かお気づきの点があれば言っていただくような形で、四つのポイントのほうの議論へ移らせていただいてもいいでしょうかね。どうでしょう。

恐らくこの四つの部分が決まると、前半の部分で少し修正する部分も出てくるかと思うところもありますので。市の施策だとかこの辺になってきますと、財政的な施策やらそういったことに対する言及もあって、そうすると、ここら辺の財政の話やら、委員会の部分のいわゆるなかよしクラブ、ノーという部分をどういうふうにするとか、いろんなことの絡みで条文なんかもちよっと変わる部分も出てくるのかなというようなところもありますので、勝手ながら、この四つのほうへ軸を動かさせていただいてもよろしいですかね。その四つのうちのどれでも結構ですので、意見をいただくというようなことをしながら……。

○ 笹岡秀太郎委員

それが一番実効的やろうね。あと、内容が変わってくるもんね。それで、委員長の進めでいいと思いますよ。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

という意見をいただきましたので、そうしましたら、登録制度から始まって、四つのポイントにちょっと議論を移させていただきたいと思います。

まず、順番というか、順番はどれでもよろしいんですけれども、こうじゃないかというようなことがございましたらご意見いただきたいと思いますが、どうでしょう。

○ 豊田政典委員

この四つの前に少し戻っちゃうんですけど、前回、5月7日だと思うんですけども、そのときのまとめとして、四つの中の段階の、前に示された骨子の部分の骨格案の目的から参入参加の機会云々というところまでは、配られたやつね。配ったところは割と理念的な内容なので。僕のメモと記憶によると、正副委員長案を示していただいて、それを修正すればいいんじゃないかという話で、むしろ後半の、今、議題になっている四つの部分について議論をしていて、先ほど委員長がまとめられたとおりでいいんですけれども、それによって前半部分も変わってくるだろうと、そんな記憶がよみがえってきたんですけど、それでいいですよ。

○ 杉浦 貴委員長

そのほうが具体的かなという。

○ 豊田政典委員

そういう仕切りをされていると理解します。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

前段部分はちょっと記憶をよみがえらせていたので。実はいろいろ意見はあるんですけども、また後でいいです。

後段の四つのところ、じゃ、少し言うと、登録制度、活動拠点で云々というのは原案に沿った書き方だと思うんですけども、今まで話をしてきたどこまでを対象とするか、委員長が先ほど言われたサークル的なやつをどうするかとかいうところも関係ある部分で、どういう団体を、どういう活動を対象とするのかということが登録制度にかかわってきて、そこをクリアした団体活動については拠点支援をするのかどうか、財政的支援をするのか

どうか、基金をつくるのかどうかというところだと思うんですよ。だから、今までの議論と重なりますけど、登録制度を例えば切り口にして考えて、議論して、どういう場合に支援するんだろう、この条例を対象にするんだろうという、そんな話をすればいいのかなと思ったりしますが、僕の意見は、前と同じですけど、例えば、市民のサークルなんていうのはもちろん対象外だし、どこまでなのかな。

○ 杉浦 貴委員長

なかよクラブみたいな……。

○ 豊田政典委員

なかよクラブはもちろん対象外であって、市が現在やっている施策の代行のような部分に限定すべきじゃないかというのが今までの発言だったし、それは決着していないのかなと思うんですけども、とりあえず取っかかりでしゃべりました。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

恐らく、これは私個人的なあれですけど、委員長が個人的なことを言うなと言う人もみえるのであれなんですけど、委員会で資格審査みたいなものを当然、登録制度にしようと思うと入れやんといかんと。委員会で資格審査をするときの根拠になるものが何か、イエス、ノーのどちらでもそうなんですけど、ノーという場合に絶対これは譲れない部分というのが一体何になるんやという部分のところを考えていくと、この登録制度というのはそう簡単に決められない部分みたいなものが出てきて、先ほど豊田さん言われたみたいに、拠点とお金が、多くはないかわかりませんが、やっぱりくっついてくる形になるので、すごい難しいことになるのかなというふうなところでお考えいただくとありがたいかなというふうに、蛇足ですけど。

何かいいアイデアみたいな、こうしたほうがええのと違うか。登録制度を前提にして考えるのとなしから考えるのとではまた全然違ってくる部分もあるので、登録制度をつくるとしたらどんな制度でいくんやというような切り口でいいんですかね。全く何もない状態から考えたほうがいいのかどうかということですけども、先ほど豊田さんが言われたサークル的なものとか、そういうものを排除するための仕組みというのは絶対入れないとい

けないんじゃないかと考えると、委員会と登録制度のセットみたいな、うまくリンクさせてセットで設置するというような、そんな感じがちょっとするんですけど、その辺いかがですかね。

#### ○ 加納康樹副委員長

ですので、いろいろとご懸念もあるようですが、ずっと議論は、議論はというのか、皆さんの共通で考えられているのは、拠点の整備に何がしかの施策も要求し、財政的な支援というものもうたおう、打ち出そうというのであれば必然的に登録ということも必要だろうし、登録をするためにやはり委員会というのも必要になるという、この4点は私としては完全にセットになっていると思っています。

セットになっていて、じゃ、具体的にどうなのという議論は、本当に細かいところはそこの委員会の中の運営に任せるというところになると思うんですが、ですけれども、定義のところにも、これは当然そこに戻っていくんですが、市民活動とは何というのと、公の利益を目的としなくてはならないというところで必然的に趣味のサークル等々をはじかれてくるというふうなところで全てがリンクをしているんだらうなど、私自身はそう思っていますので、やはりいろんなご懸念のところを排していこうと思うと、団体の登録、そして、拠点の整備から財政支援、そして、委員会というものは、これは全て網羅していくべき、そういう条例を見出すべきなんだろうなというふうに私としては考えています。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今、4点セット論というか、全部リンクしていると。おっしゃるとおりかなという。リンクしておるという意味では、確かにそういうことは、そのとおりのかなというふうに思います。

#### ○ 豊田政典委員

この原案を改めて読むと加納委員が言われたとおりのんですけど、登録制度というところでまずフィルターをかけるわけですよ。それは、例えば、公共性のある活動をしているとかということが予測されるんですけど、そこをクリアすると原案13条にある拠点整備のサポートが受けられると、さらに、14条の財政的支援も制度化されるよと。15条の促進

委員会というのがその登録の可否を判断するんだよという4点がセットに、流れになっていますよね。そうなると、その考えというのは、先ほどから、蒸し返しじゃないですけど、言っているように、この条例の対象とする団体、活動はどこまでなんだという議論に戻ってしまうというか、そこにかかわる話で、果たして公共的な活動であれば、団体であれば、委員会が認めればクリアするのかと、そういう広げたものにするのか、それとも、対極にある議論をしていますけれども、市が提示した事業について手を挙げろと。登録なんて関係なしだよ。例えば、入札であったりという制度にするのかというところの違いだと思うんですよ。僕は後者を言っているんですけど、したがって、この四つについては、登録とかいうことじゃなくて、例えば入札制度にするとかいうことだし、拠点については、今まで議論があったように、本部的な、個別の団体の拠点、補助じゃなくて、本部が必要だとすればそれは何とか委員会かもしれないし、その拠点は必要だろうという議論がありました。そうだと思っている、僕個人的にはね。財政的支援というのはよくわからないけど、基金はありだと思うけれども、公共的に活動しているから、登録のフィルターを通ったから受けられるんだよということじゃなくて、やっぱり受けた仕事についての金が出るという構造にすべきじゃないかということを書いて、違いますよね、基本的にね。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっと違いますけどね、今の話ね。

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

豊田委員おっしゃったところはこういう話になっていくかと思うんですよ。当初いろんな議論をする中で、要するに、行政のアウトソーシング的なものなのか、それとも、加納委員が言われるのは、市民の意思によってこういう事業ができないかという、どちらかという提案型というか、そこがこの市民協働条例のどっちになるんだという根本的な議論になるのかなと思うんですけども、あくまでも豊田委員の考え方としては、市が必要とする事業に対して手を挙げていたところがやっていただくのが市民協働だという考え方ということでよろしいんですかね。

○ 豊田政典委員



今までの自分の発言をちゃんと覚えていないんですけど、それを絞ったほうがすっきりするというのが一つあります。

それから、改めて今考えてみると、提案型というのがありだという思いもあるんです。原案との違いというのは、団体ですよ。団体を丸かバツかということで判断する。そうじゃなくて、活動内容を、提案なら提案された事業によってこの条例がカバーするかどうかを判断する。その違いかなということを知りながら思っているんですけど、だから、登録した団体であって、提案された、また、市が提案した事業、そんな違いがあるのかなという気がしますね。

### ○ 樋口博己委員

私の感覚としては、団体等がこういう事業をどうですかという行政に対する提案型なのかなという認識で今までおりましたので、そこはほかの委員の方はどう思ってみえるかわかりませんが、ちょっと議論の蒸し返しになりますけれども、それがクリアになっていないのかなという気はするんですけど、加納委員はどうなんですかね。すみません、根本的な話をして。

### ○ 加納康樹副委員長

なので、私としては、豊田さんとかのおっしゃるのももちろんそのとおりで思っています。行政が出したのに対してというもの。ですけど、私のイメージというのか、市民協働というものは、それをも包含したもっと広いものであればいいんだろうなというふうに思っていて、今あるものでいくと、4点のセットのところから外れている形にはなっていますが、きょう出してもらったペーパーでいくと、一番最後の参入参加の機会提供というところもある面おっしゃっているところの条項にもなってくるかと思っていて、当然それも求めた上で、じゃ、それらを系統的にどう整理するのかというと、省略しますけど、その4点セットの中において市が掘り出したものもそうだし、市民の皆さんが提案したものというんですかね、そういうものも当然包含できるというシステムをつくる。もちろん条例ですので、拠点の整備とか財政の支援ということは当然条例の中にうたい込みますけれども、じゃ、今出ている言葉でいくと、フィルターを通った市民活動団体は間違いなく拠点の整備及び財政の支援の恩恵を100%受けられるのかというと、またそれも別問題なんだろうなと。それを受ける権利があるんだよということ、それで、そのシステ

ムというものをつくるんだよというところを条例の中できちっと担保してあげるというところでもいいのではないかと考えていますが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

私、加納さんが言われる四つのセットだというのが私もそう思うんですけども、登録制度が必要かどうかというところなんですけれども、まず、団体が適正かどうかというところの判断を、まず、この登録制度によって一つ目のフィルターをかける。実際、今度、事業が行政から振られたときに、団体の中で手を挙げるところが出てくるときに、次は推進委員会のほうで事業内容を審査する、二つ目のフィルターをかけるというイメージがありまして、結局、登録制度も必要なんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この登録制度から四つの部分というのは、リンクしているのは間違いなくリンクしているので、登録制度を団体を相手につくるか。先ほどの豊田さんの事業と違うのかという話になると、事業をどの団体でも出してこれるので、何か提案型というような話になって、登録制は必ずしも必要ではないというような感じになるんですかね、豊田さんね。事業型というか、事業優先型、何か……。

○ 豊田政典委員

通る側は必ずしも必要ないということなんですけど、今の議論に関連して言えば、原案に沿って聞いていきますけど、例えば、地縁団体を同じ土俵で考えた場合に、13条、拠点の整備というのが、大半は拠点があるところがあるわけですよ。これが13条、想定しているのは、よくNPOとかで拠点がなから活動がすごく困っているんだよという意見を私も耳にしますから、それを支援することによって市民協働を活発化させようというような発想だと思うんですけども、その辺の地縁団体を入れた場合の矛盾とまでは言いません

けど、そこの仕分けをどうするのかとか、そもそももっと根本的に、僕はこの原案を読んだときにちょっと思っているのが、前も言いましたけど、分科会するときから、何をしたら支援が受けられるんだ、拠点にしる財政的にしろというのが少なくとも原案では読み取れないんです、僕は。

今の話は、登録しましたが、ある団体がこんな活動を中心にやっていて、これは公共的だと委員会で認められて登録された。それに対して拠点や財政的支援の制度が準備されたとして、果たしてこの団体はどういうときにどんな金がもらえるんだという、その、何というのかな、この条例の思想が見えないわけです、原案では。公共的なことでやっている。例えば、草刈り活動をやっている団体があるとしますよね、いろんな公共施設の。それは結構だ、合格となって、支援制度が変わる。どんなとき、それは、草刈りのときに支援が受けられるという意味合いなのかな。だとすれば、団体の主たる活動を評価されて登録をクリアした、その活動に対してある程度出たと考えて、定められた規程に従って金が出たり拠点整備の補助金が出たりするということなの。どうなのかなという、その辺が原案ではうたい切れてないと思っているので、そこをずっと議論してきたつもりではいるんですけど。

#### ○ 森 智宏委員

疑問なんですけど、疑問というか、この組み立ての問題なんですけれども、これ、登録したところに対して活動拠点も財政的支援もしていくという、何か枠でくくってしまう感じに思えるんですけど、これは誤解かもしれないですけど、さまざまなメニューがある中でそれに条件を付していくという。登録制度というか、登録制度が上位に来るんですか。登録したものにしか機会を与えないという、今のところ何か狭めているような感覚がして、そういうメニューがあって、それをこうむれるのはこういう人だよという、既得権益化してしまっているのかな。新たなグループに機会を与えるという意味では、裾野を広げるという意味ではどうなんですかねとは思いますが。ただ、しっかりやっているところにしっかりと支援をしていくという意味合いにとると、枠組みにしていってほしいと思うんですけど。

#### ○ 樋口博己委員

今の豊田委員の発言で、僕も豊田委員が言われるところを少し理解させてもらったよう

な気がしたんですけれども、私も登録制度は必要だと思っておるんですけれども、登録された団体は、その団体、例えば、Aという団体は、どういう活動をして支援が受けれたり活動拠点を自由に使えたりというイメージではないのかなと僕は思っているんです。登録というのはエントリーしていますよという中で、個別の事業に関して受けた場合に、その事業に対しては支援は当然やろうし、事業をするためには活動拠点も活用できるのかなというふうに僕は豊田委員の意見をお聞きしながら整理させてもらったんですけれども、そんなふうに思っています。

### ○ 豊田政典委員

だとすれば団体の登録制度は必要なくて、事業評価制度があれば足りるんじゃないかということと、森委員の言われるのは、既に各種団体についての補助メニューとか制度がありますよね、既存でね。それとは別に、この条例が今まで以上に市民活動というものを盛り上げようという理念があるから、それについて新たなメニューをつくろうと。僕の解釈ですよ。それには団体登録というフィルターをつくって、そこをクリアした団体については、特に財政的に困っている団体は多いし、拠点がなくて活動が発展しないという声が大きいので、そういうのを新たにつくろうという考えだと思うんですよ、議会でね。それは特定していくことになるんじゃないかと言うけど、まさにそうだと思うんですけど、この何とか委員会というのが登録を認めるかどうか、登録の基準は何だろうというようなところが大きな境目になって、そこで公共的なのかどうかわかりませんが、団体の活動なり団体を条件に合う、合わないというところで仕分けをして、合格の団体は育てていこうという考えですよ。違うの。

### ○ 加納康樹副委員長

育てていこう云々、豊田さんがおっしゃったり、今、森さんが言うように、決して狭めるというつもりはないんですけど、やはり公費を投じようとする、もしくは公のスペースを何らかでも使っていいですよというふうなシステムをつくるためには、少なくとも団体の登録というものの、それをどれだけ、ハードルをどの位置に設定するかという問題はあると思うんですけど、やはりそれぐらいのところは担保しないことには市民全体の皆さんに対しては申しわけが当然立たないと思うので、決してそれは狭めるとかいう意味ではなくて、四日市市が公費を投じる云々というところに関してはきちんと、最低限のハードル

は設けた上での条例ですよというふうな、この条例の大もととしてはそんなイメージなんですけど。

#### ○ 豊田政典委員

税金を渡すわけですから、最低限の資格審査みたいなやつは必要だと思うんですよ。それは理解できる。だけど、原案のことばかりで申しわけないですけど、原案の流れは、登録というのが先ほどから言っているように一つの大きなハードルで、ここがクリアできるかどうかというところに、そういう仕組みがつくられていると思うんですよ。そうじゃなくて、各事業ごとに提案型があったり、あるいは、市が提案したやつに手を挙げるやつもあったりして、そのこのところを一番の、金を出す、出さないの基準にしておいて、その上でプラス団体の資格審査みたいなことは当然あるべきだと思うんですよ。だから、団体審査、登録ということに重点を置くんじゃなくて、事業内容のところで判断するような仕組みに変えたらどうかというのが僕の意見なんです。

#### ○ 加納康樹副委員長

もちろん皆さん、もっといろんな方々と議論をしていく必要があると思うんですが、私の理論としては登録というステップを踏むべきだと思うけど、当然豊田さんおっしゃるように、そうではなくて、例えば、今、4点セットということで、今の段階では使用させてもらっていますけど、やっぱり登録までは必要ないよね、委員会なり何なりというところで担保しておけば、活動拠点の整備であったり財政支援云々は担保できるんじゃないというところで合意形成がなされるんだったら、当然その登録というところは外れていくという議論にもなっていくんじゃないのかなとは思っています。

でも、豊田さんおっしゃるように、事業ありきで、それで乗っていけという、それだけは余りにも、市民協働という理念とは違うのかなと思っていますので、ちょっとその辺はお互いに少しずつ歩み寄って行って、ちょうどいいところが出てくるのかなというふうな気はしています。

#### ○ 杉浦 貴委員長

私が今現在お聞きしておいて思うのは、今、現状の地縁団体とNPOがあって、それを一元化する形で何か条例を書いて、一本化するということのか、一つの協働条例でもってく

って、一歩前へ進めるようなイメージでつくろうとしていると。片や、自治基本条例のほうからの要請も何年か前、17年ですか、あれ、そこからあって、それで、議会のほうは議会基本条例でやりました、市民協働のほうはこれでもってやりましょうと、そういう中で市民協働がようわからんということになるんだけど、この中できちっと書かれてないという話になるのかもわからんけれども、登録の話とか4点セットの話をする、どうしても何のためにこの協働条例をするのというような部分が出てくるように思うので、やっぱり地縁団体とNPOの違いもあるし、それから、今のお金の渡し方みたいな部分も色濃く出ているし、一つ資格審査みたいなものをきちっとやっぱり、事業じゃなくて団体というふうに捉えて、資格審査と、それから、案件審査までやるかどうかちょっとあれだけど、資格審査と案件審査と事後評価、この三つを委員会で、しんどいかわからんけど、やってもらうような形にして、できるかどうかちょっとあれですけど、その上で4点セットをやって実行あるものにするというような、そんな考え方というのは現実的に無理ですかね。案件審査まで入れて委員会がやっていく。物によると思いますけど。

#### ○ 豊田政典委員

何回か前にこんな話があったんですよ、メモによると。芳野委員が言われたんですけど、今、大きく全市的に見直されている補助金というのがあって、各種団体にね。これはまさに、補助金を出す、出さないというのは、いろんな団体ですよ、公共性があるかどうかということで事業費補助金というのを出しますよね。ところが、市の見直しというのがなかなか進んでいないので、今、この条例で考えている何たら委員会というやつが、それらも含めて受け持つべきじゃないかと。僕は賛成なんですけど、そういう重い団体なんですよ。重い委員会。

だから、例えば、四日市市医師会の補助金をこの委員会が査定するわけです。そういう案が出た。だから、それだけ重要かつ大変な委員会をつくれば、まさに補助金を出している団体の活動なんていうのは市民協働の一つの例だから、カバーできるようなものにすれば賛成だということを使ったことを思い出したので、思い出しついでにしゃべりました。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

僕は市民協働というのが余りようわからん部分があって、市民協働。今、医師会の話が

出たけれども、補助金をもらっている先で医師会みたいなものとかいろいろありますよね。その中で、市民協働の範疇に入ってくるものというのが何なのかというのがちょっとよくわからん、考えれば考えるほどわからん部分があって、さっき草刈りの話がありましたけど、多分昔は草刈りは行政が刈っていた。そやけど、地元の人が刈っているのもありました。地元の人にはボランティアでやっていた。行政のほうはどこか工事会社に頼んでやっていた。そこで地縁団体とNPOがあって、地縁団体はボランティアでやっているような人たちが発生してというか、ほとんどやっていた。そこでやらんようなところも出てきて、草刈りの空白地帯が出てきて、そこへNPOが草刈りやりませと入ってきたとすると、価格差がすごい。業者に頼む価格とNPOに頼む価格とそれからボランティアがやっている価格と全然違うわけですね。そやけど、それをみんなが納得するような位置づけで一つにしていくのかこの条例をつくる目的ではないかと。無論市から出すアウトソーシングもあるでしょうし、市民から出てくるような提案型のやつもあるでしょうけれども、何かすごいややこしい話じゃないかと思って僕が考えておる中では、そういうボランティアで一生懸命やっていたものをそのままやっていただいたらいいという考え方も当然あるわけですね。何も余計なことをする必要はないわけで。

そやけど、一方で、市のほうは工事会社に頼んで、それは10万か20万か知らんけど、お金がかかるわけ。その間のところにNPOが入ってくる、地縁団体も入ってこれるといようなことの整理をする。何とかわかった、それで了承すると、そういうような書き方というか、処理の仕方ができるようなものを書かんといかんのではないかという、それをつくるのではないかというような感じが、ようわからんのですけどね。ようわからん部分があるんですけど。

余計混乱してしまい、あれかわかりませんが、何か。

そういったことは結構いろんなところであるのではないかと。細かく入れば入るほどわからなくなる部分がある何か出てきたもんで。でも、絶対つくらなあかんと。やっぱりつくらんといかんと思いますので。やっぱりポイントはこの4点セット。4点セットか3点セットか2点セットかわからんですけど、ここを本当にうまくリンクさせ……。

中村さん、どうぞ。

## ○ 中村久雄委員

今までの話の中で、一番最初の政友クラブの案の中で、私以外の方が何を心配されたか

というたら、税金があっちこっちいろんなところで使われるという部分で、この市民活動推進委員会というのかな、どこがこれを仕切るのか、どういうふうな、ちゃんとセーフ、きちっとここはオーケー、ここはだめということを判定できるのというのがやはり難しいので、市が出したこういう仕事を受けてくれるところはありませんかと言うて、委託を中心とした案と、それと、各地域地域に必要な事柄はやっぱり変わってきますから、新しい公共というか、こういう公共に役立つことをやりたいというふうな提案公募型という部分で分かれたと思うんですけど、今の中の議論でいったら提案公募、委託の部分もあるやろうと、委託するような部分もあるやろう。それで、もっと幅広く提案公募でいろんな意見が出た。それをやるのがええやろうと。ただ、それが丸かペケかという、審査する推進委員会をどういうふうな位置づけで持っていくかというのが市民協働条例をやっていく上で一番肝になる部分かなということを感じているんですけど、だから、その部分が……。

だから、今ある補助金の出し方や、それと、個性あるまちづくりやと。個性あるまちづくり、やっぱり市民ファンドの中の発展的な、また、恒久的に続く事業に対しての市民協働条例で出した補助金がそこまでちゃんと担保されますよという中で安心して事業に手をかける人をふやしていくことがこの条例の目的かなと僕は思っているんですけど、だから、個性あるまちづくり支援事業でも、これは前も言ったと思うんですけども、審査の仕方がやや難しいと思うんですね。だから、その辺の公正的なところできちっと審査できるような仕組みをつくるのがこの協働条例を成功させる肝かなという部分で、こういうことを考えたほうがいいかなというふうな思いです。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

芳野さん、どうぞ。

#### ○ 芳野正英委員

私の考えなんですけど、先ほど中村委員がおっしゃったみたいに、例えば、補助をもらうとか財政的支援する場合、これはやっぱり公金を受けるので、その団体等がどこまでの活動をしているとかかどういふ実績があるかというのは、ある程度の審査の部分というのは必要になってくると思うし、それは推進委員会等々で審査基準とかもこれからつくっていかなあかんと思うんですけど、登録制度というのはもう少し、趣旨が緩いというか、要



は、なかよしサークルでも例えば、囲碁の会が市民センターの花壇の整備をしているようなところもありますよね。そうすると、なかよしサークルとして自分たちで集まっているだけの段階とそういう側面と、例えば、その活動の中でこういう部分は公的な公ともかかわる部分があるというときに、我々はなかよしサークルなんだけど、こういうところで市とのいろんなリンクも出てくるということであれば、登録だけという言い方は失礼なんですけど、一遍登録をしているいろんな、例えば囲碁をやること自体は別に市の補助は要らんけれども、じゃ、花壇を整備するときの苗木代ぐらいは出してもらおうとか、そういうこともひょっとすると起こってくるかもしれんし、別に苗木代を出してもらわなくてもそういう活動をしているということで登録をするということもあっていいのかなと思うんですね。だから、登録制度というのはもう少し緩やかに、登録してもらえれば、もちろんワンストップなんですけど、登録することイコール補助を出すというわけじゃなくて、例えば、ライオンズクラブなんかでも、ライオンズクラブは自分らで活動拠点を持っていますし、別に市の補助をもらおうとして活動することってないと思うんですけど、例えば、いろんな事業をするときに告知をしたいというときなんかは、そういうところで市の協力を得てやってもらうみたいなことがあると思うんですね。そういうときのための登録みたいなことで考えていいんじゃないかと思うんですね。

だから、市もいろんな団体から協賛ですかね、協力みたいな形で後援要請みたいなのをよく、依頼を受けるじゃないですか。そういう後援申請する団体は、登録団体であれば市のほうとしても後援申請がしやすくなるとか、そういう形の登録制度であっていいのかなと思うんですね。補助金をもらうという段階になるともう少し絞ってやっていかないかなのでしょうけど、公的な部分をサポートするという。だから、そういう意味で登録なのかなという気もするんですけど、申請すればそのまま登録できるというぐらいの形にしておいて。

#### ○ 杉浦 貴委員長

2段階方式みたいな、場所とお金が、そこでもう一回あると、越えていくべき。

#### ○ 芳野正英委員

どこに線引きを置くかというのが結構難しいんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

関連で、今、芳野委員が言われたイメージが、私もそういうイメージを持っていたんですけれども、どっちかというところ、登録というのは緩いイメージを持っていたんです。ですので、この案の文面、例えば、13条の登録された市民活動団体に支援するため無償で提供するか、登録されたから即施設を提供するんですとか財政支援をすぐ行うというのではなく、まず、登録は緩く、広くしていただいて、何か事業が発生したときにその中から委員会で適格かどうかを選んで、そこで初めて財政的な支援が発生するというようなイメージなのかなというふうには思っています。

○ 杉浦 貴委員長

芳野さんとよく似た、2段階方式みたいな感じですね。

ちょうど1時間たちましたので、休憩をとりたいと思います。40分スタートということで、よろしくをお願いします。ここの時計で40分。

14：27 休憩

---

14：40 再開

○ 杉浦 貴委員長

40分となりましたので、特別委員会をまた始めさせていただきたいと思います。

先ほど審査委員会の中で、登録は緩やかに、2段階方式で登録自体は緩やかにして、協定やら資金を支援してもらおうということになれば、そこでもう一つ場をつくってというような考え方が今出されてきましたですけれども、そんなところでまた皆さんご意見をいただきたいと思いますが。

○ 笹岡秀太郎委員

今の芳野さんの意見は非常におもしろい意見だなというふうに私は思っておるんですが、

一つは、私としては個人的には豊田案に近いところに、ポジションにおるんですけれども、やっぱりシンプルでわかりやすいほうが一番、この定義として目的としておる、持続的に発展させるためにはやはりシンプルでないといかんやろうという思いがするんです。そうすると、登録制度とか云々は、やはり細かい細部にわたるきめというのは必要ないんだろうという思いがします。

先ほど言うように、一つの特定の目的を持った団体がある日突然違う目的で地域活動に目覚めるということも、別でこれは抑えることも何でもないという思いがするし、そういう意味でいうと、例えば、登録された団体、例えばNPOの団体、いわゆるそういう活動をされておる団体なんやけど、取り決めの中で当然ながら、活動拠点とそれから事務的なポイントとなる場所がなければ登録できない制度になっておるんやから、それよりも、今言われた、芳野さんの言われるようなそういう市民活動をより細かくどう育てていって、それを持続させていって市民活動としていくかというあたりの視点も随分必要ではないかなという気がするんですね。そうすると、この定義の部分の市民活動団体というところも少し違ってくるかなと。例えば、地域団体、ボランティアなどの団体と、こうなっているけど、やはりもう少し裾野を広げていくという視点も必要なのかな。

#### ○ 杉浦 貴委員長

この定義の（４）あたりですね。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

そう、市民活動団体。

それで、このもとは、私の考え方のもとね。やはり市民、それから市民活動団体、議会、事業者及び市は互いに対等の立場でなければいけないと。やはり市民となんだから、そういう意味でいうと、対等の立場、いわゆる団体を持ってない任意の団体、さまざまな団体も認めていくべきやろうなど。反対に、そういう団体から育てていっていただける市民活動を育てていく。例えば、地域の老人会活動がありますよね。よくスポーツ大会とかグラウンドゴルフとやられるんやけど、目的は地域間の総合交流じゃなくて、健康を維持して税を、要するに、健康のための税負担を減らしていこうという目的でやっておるんやわということをよく聞くんやわ。そうすると、そういう団体も一つの、何というのかな、市民の役割も果たしてもらっておるわけやんね。そういう意味でいうと、やはりシンプルにま

とめ上げていくということが一つ重要になってくるかなという思いがしますので、意見として申し上げます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

市民活動団体の定義というのをもっと広く、要は、市民の活動、個人も含めて育てるといような意味から、できるだけ広くとるといような、それと、登録制度が絡んでくるという。

○ 笹岡秀太郎委員

そういう意味でいうと、登録制度は必要ではないんだろうという思いがするんですよ。全ての皆さん、どんな団体でも権利を有するよという部分で発信していったほうが、進んでいったほうがより、例えば、事業が目的となったところに自分が手を挙げられやすいということになってくるんだろうなという気がするんですよ。

○ 杉浦 貴委員長

前半部分で言うていたいわゆる資格審査みたいな部分は、登録制度と言うのかどうかわかりませんが、こんな活動団体があれば知らせてくださいねと、市のほうもわからないので。それを受けていて、拠点と、それから、それこそ支援資金みたいなものを受けるとなれば、そのときにいわゆる委員会で手を挙げてそこへ行くといような、そういう2段階方式ですね。ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

ちょっと笹岡委員に一つお伺いしたいんですけども、今、いろんな議論をお聞きする中で、私も登録制度はそんなに重要視するものではないのかなという思いもしてきておるんですけども、ある事業に対してこちらが提案することもあるし、行政が提案する場合もあると思うんですけども、そもそも、例えば、一つの事業をして、事業をするに当たって審査があって、それをクリアして事業をしましたと。その後は別に登録制度がないとすると、また次のそういう事業の機会に手を挙げたり提案したことに対して事業ごとに審査があって、事業が終わったら関係するというイメージですかね。

## ○ 笹岡秀太郎委員

まさしくそのとおりで、そういう形を定着させていくと。例えば、自治会で活動なさった方が卒業なさったと。卒業なさったけど、地域自治に果たす役割をしっかりと担って、自覚されておる人たちばかりですわ。卒業された方たちも、じゃ、俺たちもうちょっと何かやれることがあるんじゃないかといって手を挙げていただくということも別段道を開いてもええことやろうと思うし、より経験者がそういう場で活動してもらえるとこの場も担保できるのではないかという思いがありますよね。

以上です。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

いかがですかね。

今、お3人さんになるのかな。山口さんも入れると4人の方になるんですかね。要は、最初、登録制度と言えるものかどうかようわかりませんが、名前、ちゃんとお知らせしてねというような感じですかね。シンプルに届けだけ出してもろうたらいいですわという。もし資金、補助を受けたり、それから、拠点の場合になると、そのときに事業性になるのかちょっとあれですけど、委員会で案件審査になるんですかね、それで。資格審査ではないんやろうけど、案件審査みたいなものが出て、そこでイエス、ノー、はじいたりはじかれたりというような形になるようなイメージでいいんですかね。それに対する財政支援もある程度担保されるというような、そんな感じですかね。そういうご提案みたいなことであれですかね、考え方。

それについていかがでしょうかね。それはいかななものかというような、こちら辺はこうしたほうがええのと違うかとか、そういうところはどうでしょうかね。それから、こちら辺はどうなるんやとか。

## ○ 加納康樹副委員長

さっきのところでもお話をしましたが、登録は必要ないのではないのかというところと、登録の壁はできるだけ低くというところが今論点として上がっていると思うんですが、私の立場でいうのであれば、今、笹岡委員もおっしゃっていただいたように、限りなく登録

のハードルを低くする形で、ですけれども、私のベースとしてあるところていくと、何らかで条例のところて登録という項目は限りなく低くしてはめておいたほうがいろいろな点てかえっていいのではないかと。実質そこていろいろな審査をはめるのは委員会であつたりとか財政支援であつたりとかいうところてさらにフィルターをかけるということにして、登録のところ、今、前段て出ていたような、前々から示されているところよりももう少し登録制度の条文を緩い形の規程にしておいて、残すぐらいの妥協点てうまいこといくんじやないのかなという気がしていますがというのが今のところてです。

### ○ 笹岡秀太郎委員

ただ、少しデメリットが出るなという思いがあるのは、一つの団体て、例えば、わかりやすく言うて、自由民主党、私の党てすけど、自由民主党て党の仕事て離れる、あるいは、目的から離れて仲間とともに四日市市の緑化活動て力を入れて動いていこうよとした場合、自由民主党てこれていくて届けていいのかどうか。あるいは、ある種の団体て住民の福祉のためにこういう活動てやるんだといたつたときに、例えば、どういう線引きをしていきますか。そういう意味ていうて、広くそういうところでも参画をする機会を与えても私はちつともおかしくないとは思っているんです。それも一つの市民活動だと。そういう意味ていうて、対等の立場ていうことをうたうのであれば、そこで行政、あるいは、議会て団員を引っ張つて、あつたのところてという、ノーという壁をつくるよりも、広く市民活動として認めていくということも一つ大事なことかなと。それがやはり持続的な活動にもつながつてくるかという思いがするんです。ちよつと極端な意見かもわかりませんがね。

### ○ 加納康樹副委員長

ですけど、党云々の話てなりますと、定義のところの、今の案にもあるように、宗教であつたりとか政治云々ていうところは排するていうのは現時点て打ち出していますし、割てこういう条文のところてはうたい文句のように出てくるようなところて出ていますので、その点て外れていくのかなと思つますが、であつても、例えば、自由民主党、民主党であつても何でもいいんですけど、国民の生活て第一かどうか知りませんが、そこが事実上それがイコールであつても、違う団体ていう形で、全くそれとは関係ないんですよ、私たち有志なんですよていうことで登録を上げてきたら、それは入るよと。だけど、申しわけないけど、民主党、三重県連ではだめですよていうぐらいのところのハードルて登録制度

というのを入れておいたほうが便利なのかなというふうな思いが私はしていると。限りなく接点は近づいているんですけど。

### ○ 笹岡秀太郎委員

そういう意味でいうと、登録制度がないほうが自主的な判断に委ねられるのかなと。市民活動として工夫するでしょう、きっと。自由民主党で届けられないから、例えば、緑豊かな自由な団体みたいな団体を登録するとか、そういうのを個人的につくればいいね。それはやっぱりそういうところでやったほうが、シンプルなほうが私はより有効的かなという気がするね。こだわるわけではございませんよ。

### ○ 樋口博己委員

ちょっと一つ、行政の感覚でお聞きしたいんですけども、一回一つの事業に手を挙げて事業を受けてやれば、補助金等をいただければ、行政としては登録、登録という言葉がいかわかりませんが、認識するわけですよ。ただ、認識して、例えば、平成23年度にAというグループが受けていただいてこういう事業をやっていただきましたよという記録は残るわけですよ。それは行政としては残していくわけですよ、当然。

### ○ 佐野市民文化部長

正直言ってまだ何も考えていませんけれども、イメージとして、これは私の個人的なイメージになると思うんですね。市としてはまだ、組織としてそういう問題をきちっと討議をしておりませんので、今お話しすることはそういうレベルの話ではないんですけども、調達契約課にいろんな業者さんが登録をしていますよね。それこそランクづけをしたりした、そういう中で登録をしている。だから、そういう登録の仕方もありかなというふうには思いますし、笹岡委員が言われたように、前はこういう事業で参画したけれども、今度は全然畑違いのことでしたといった場合に、業種をいろいろ並べて登録するのか、業種じゃなくて、あくまでもどこの誰がどんな事をやっているのかわかるために、単純に言うと、電話帳みたいな格好で、データベースとして残っていて、そう言えば、この何とかさんという団体はどこへ連絡したらいいの、電話番号、何番の誰それさんに言うたら話がわかるのねというふうな登録の仕方をするのかという、それこそ今、皆さん議論されているように、幅広いところになるんじゃないかなと思います。

## ○ 樋口博己委員

行政がお金を出す以上は、記録としては何らかの形で残ると思うんですよね。どう残していくのか、これは議論になるんでしょうけれども、それを考えると、この条例で登録というのがどういうレベルで必要なのかどうなのかなといったらちょっとまだ迷うところなんですけれども、結果として行政が把握するというレベルにおいて、登録制度があってもなくても記録としては残っているのかなという気はしておるんですけれども、条例として書き込むかどうかはちょっとまだ迷っている思いがします。

## ○ 杉浦 貴委員長

笹岡さんに一つ質問で、この拠点とお金、使いましょうかと、使えるような。例えば、事業単位なのか団体単位なのかちょっとわからんですけど、しようとするときに登録制度はありませんと。そのときはこの委員会に対して案件審査を出していくみたいなイメージになるのかわからんですけど、それは当然必要ですよね。いわゆる財政的支援、あるいは、基金の取り崩しプラス拠点。

## ○ 笹岡秀太郎委員

それを言ってしまうと、あるいは、ちょっとした団体がありました、事務局がない、予算もない団体なら市民活動には参加するなということになってくるから、それはちょっとまずいのではないかなという気がするんですよ。ですから、手を挙げる団体は、いわゆる団体の事務局、あるいは、そういうものがなくても参画できるシステムというのはやっぱり広くつくっていくべきだろうな。それが育って行って初めていろんな形として大きく育っていくというイメージのほうがよりわかりやすいのかなと。そういう意味じゃないの。

## ○ 杉浦 貴委員長

私もそうやって思っておる。そういうやつらがおって、彼らが活動していくのに、足らず前、ちょっと助けてくれないかと言おうとしたときに、当然何がしかのアクションをしないと市との協調にならないので、そのときのやり方、手続、これについてはやっぱり何かきちっとしたものがないと、登録はしてあるけどという話に……。



○ 笹岡秀太郎委員

そういう意味でいうと、私は豊田案に近いというポジションでいくと、それは必要ないんですよ。一つの事業をやることについてどんな団体が手を挙げられるかという、みずから市民が選んでもらったらええわけやから。

○ 杉浦 貴委員長

ということは、あれなんやろうか、アウトソーシング的なものが大半になってくるようなイメージになってくるのかな。

○ 笹岡秀太郎委員

イメージとしては、大きく組織を持って、あるいは、活動拠点も持っている団体も参加してもいいし、あるいは、今言った、ちょっと極端な言い方かもしれんけど、一つの何々団体の中のなかよし会が別に来てもええやないのと。ただし、それが公共の何かにする事業に参画できるというシステムがあってもええんでないという思いがあって、そこからさっき、細かくその母体が、あるいは、財政的支援があるのかないのかというところまではまだいっていませんが。

○ 杉浦 貴委員長

まだちょっとようわからん部分があって、例えば、僕らも小さい自分のサークルがあって、それが突然草刈りしたり何かする。それは幾らでも可能性としてはあるので、おっしゃるとおりやと。それで、登録していますと。登録したときにどういう形で登録されておるのかわからんけれども、実際にきちっとしてやりましょうと、活動。そのときの事業を市側が提示しているものに参加していくのか、こちらから提案という形でペーパーか何かである部署に対してアクションを起こすかというような、そんなイメージなんですかね。

○ 笹岡秀太郎委員

それは両方ありだと思うんですよ。例えば、老人会の例を出しましたけど、老人会事業が別段地域の交流事業じゃなくても、プラス体を使うスポーツの事業が健康を維持するために税を少なく使うための仕組みとしてこういうこともできるやんというのを提案してもらってもいいし、全市的に広めたらどうですかとかでもいいし、そういう提案型があって

も別段何も変ではないのかなという気がするので。

ただ、広く市民活動を網羅したほうがより、この持続性という意味でいうと担保できるのかなと。いろんな形を想定しておいたほうが……。

#### ○ 杉浦 貴委員長

そやで、しつこいようですけど、笹岡さん、結局、今、ありましたやんか、いろんな。事業があったり何か、それに参加できる裾野を広げて、それで、事業なり何なりいろんなものをもう少しメニューを、今のやつに加えて参加してくる人もふえるように、事業なんかもうちょっと細かく、新しくつくったり今まで中に入っておったやつを外へ出したりいうことをしながらやると。それについて登録制とかそんなのはもう必要でなくて、今、豊田さんが言われた、事業単位に物事を考えるというような、そんなイメージですかね。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

そういう意味でいうと、より市民の皆さんが、あれ、こういう活動も市民協働としてできるやんという拾い上げが出てくるかなと。ある意味でいうと、育てる部分、担保できるかなという気がするね。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 小林博次委員

ちょっと議論に参加しにくいんやけど、これ、水をかけるようだけど、難し過ぎるんやな。今、実際問題、市民活動と言うけど、その辺で、学校へ行く子供たちを毎日見送ってくれるような、1人ぼっちの活動もあるわけやね。それで、顕彰もされん。だから、ありがたいなと褒めてももらえず、似たような活動もいっぱいあると思うの。活動の中身が市の意向に沿わない。市は迷惑やと思っておるやつもようけしているわけで、そうすると、市の意向に沿って何か活動するということよりは、さまざまな自発的な運動があって、いろいろお金も集まってくると思うんやけど、集めてもらわなあかんけど、なければ市がちょっとぜい肉を落として少し回してくれるような努力はしてもらわなあかんと思うんやけど、そういう人たちに、どこの誰かわからんとあかんから届けしてと、登録と違って届け

してくださいよと。その中から必要なお金があれば差し上げようかと。今までの団体でも届けして活動したという報告をしたけど、実際やってなくて金だけ出てるやないのとは言わんけど、あれもいかなのやろうな。

だから、そういう話と違って、お金は大体わかりますやん、見ていけば。地方自治法でお金を差し上げるときは、市民団体って市民団体に配るわけにいきませんから、一応、行政側の整理で配るといような、そういう小さいこともあるんやろうね。そういうものを助成していくと管理関係のがほとんどやと思うで助成してあげると、やがてお互いが助け合いをするというシステムが地域社会ででき上がってくるのかなと。従来もあつたにはあつたんやけど、何かちょっと、だんだんだんだん従来の活動は横向かれ、そっぽ向かれがちで、目新しいそういうようなことに参加をしてくる人たちがお見えにならへんかな、できればそれをちょっとでも伸ばせられたらなというのが一つの趣旨でもあるんやわね。だから、ここに書いてあるのはちょっと難しいので、もうちょっとわかりやすく簡単なものにしてもらおうと我々もわかりやすいかなと。自分が杉浦さんみたいな人ばかりだったらええんやけど、もうちょっとわかりやすいほうがええのかなと、そう思っておるんやわ。

そんなことを前提にして物を考えていくと、1ページの(4)の市民活動団体。これはまた地縁団体、NPO、ボランティアと書いてあるけど、これはこの前、自治会とぶつかった中身で、これは新しい公共を担う団体として国のほうから問題提起された中身なんやけど、そうではなしに、自治会活動も今言っていること全体も市民活動として捉えて協調していけるようなことのほうがええのかなというふうに個人的に思っているので、難しい文章になったときは、それこそこれは変えてもらおうほうがええのと違うかなと、こんな気がしたんです。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

きょうは3時15分に終わりたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。構いません。

#### ○ 小林博次委員

それと、もう一つ。

1番目の目的のところ、誰もが暮らしやすいまちづくりに資すると書いてあるんやけど、市の基本構想、合意書と。できたら、同じような文章を使うのなら全く同じことで整

合を図ったほうがいいのかと違うかなという気が。それがなじむかどうかはちょっと別なんやけど、同じ言葉を使うなら……。

○ 杉浦 貴委員長

このあたりは、今、議論している。4項目をしながらこっちへ戻って直していきたくてかいうのをやるつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 小林博次委員

言ひ忘れるとあかんもんで、先言ひしておかなあかん。

○ 杉浦 貴委員長

もっとありませんか。

○ 小林博次委員

ない。簡単なほうがあええ。

これであと日程で終わりですやん。

○ 杉浦 貴委員長

まだまだ議論はあるかと思ひますけれども、今、いわゆる登録制度のところと絡んで大きく、登録制度、ハードルは低くしてもやっぱりつくるべきではないかと。これはどっちかというところと資格審査みたいところに注意を期している。それから、なしでもあええのと違うかということですよ。だから、そういう意見と、真っ二つでもないのかな。今、そういう意見が出てきて……。

○ 小林博次委員

金を出したりするときは登録しておいてもらわんと。登録をしておいてもらわんとわからんわな。

○ 杉浦 貴委員長

そのあたりをどのように考えるかという部分もありますので、どうしましようね。もう

15分までしか時間がなくて、日程もちょっとありますので、次回、どちらかの方法で、一応、仮決めという形になるかわかりませんが、決めながら、別のところを議論していくとまた戻ってというようなこともあるかもわかりませんが、いずれにしてもどちらかで決めて前に進んでいきたいと思いますので、次回に……。

○ 小林博次委員

次回ってというのは。

○ 杉浦 貴委員長

それで、今から日程に入りたいと思います。

次回までにタイトルというか、できれば方向性を決めていただいて、それで進めていきたいというふうに思います。

お手元の事項書に今後の日程についてということで、8月1日と8月20日。これは確定ということで、次は8月1日ということですが……。

○ 小林博次委員

もう確定ね。

○ 杉浦 貴委員長

ええ。

その下、日程案。一応、一応というよりも今年度中に必ずこの決着を見たいというふうに思っておりますので、24年度中に決着を見たいなというふうに思っておりますので、10月29日から始まる4回、これについてぜひともお願いしたいなど。都合が悪いという方、おみえになったらちょっとまた言っていただきたいと思いますんですが、委員会が重なってしましてなかなか日がとれないというのがありまして、えらい申しわけないんですけど、何とかよろしいでしょうかね。

○ 小林博次委員

委員長の言うとおりのやさ。

○ 杉浦 貴委員長

ぜひともお願いしたい。

よろしいですか。

○ 小林博次委員

そやけど、もうちょっとわかりやすくしてよ。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、これ、わかりやすい。

そうしましたら、そういうことで、次回、8月1日の朝10時からということで、よろしくお願いしたいと思います。

○ 豊田政典委員

きょうの会議の主な意見のまとめをぜひ、毎回ですけど、つくってもらいと記憶がよみがえりやすいのでお願いしたいんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

申しわけないです、そのようにさせていただきますので。ありがとうございます。

そうしましたら、これで本日は終わらせていただきますので、どうもありがとうございました。

15：10閉議